

第56回スーパーマーケット・トレードショー2022
「くまもとブース」設置、装飾及び運營業務委託企画コンペ実施要領

1 業務名

第56回スーパーマーケット・トレードショー2022「くまもとブース」設置、装飾及び運營業務

2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症拡大により、県内農林水産物等の販路が縮小し、売上げが減少している。そのため生産者等に商談の機会を提供し、速やかな販路開拓を図り、売上げ回復につなげる。

3 業務の内容

新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ県内農林水産物等の販路開拓を図るため、「第56回スーパーマーケット・トレードショー2022」に「くまもとブース」を出展するための全ての業務。

(1) 「第56回スーパーマーケット・トレードショー2022」の概要

国内最大の食品スーパーマーケットを中心とする流通業界に最新情報を発信するブ
ロ向けの商談専門展 (<http://www.smts.jp/>)

① 日時

令和4年(2022年)2月16日(水)から2月18日(金)まで

② 場所

幕張メッセ 全館(千葉市美浜区中瀬2-1)

③ 主催

一般社団法人全国スーパーマーケット協会(以下、「主催者」という。)

④ 昨年度来場者数(流通業者等)

26,385人(会期中延べ人数)

(2) 「くまもとブース」について

新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ県内農林水産物等の販路開拓を図るため、熊本県が「第56回スーパーマーケット・トレードショー2022」に設置する商談用ブース。出展者と来場者(流通業者等)との直接面接又はオンライン面談方式による商談の場(販売は行わない。)

① 面積

- ・ 県 72㎡(8小間)
- ・ 異業種連携!6次産業化レベルアップ事業 18㎡(2小間)
- ・ 熊本県農産物加工推進協議会 9㎡(1小間)
- ・ 熊本県中小企業中央会 18㎡(2小間)

計 117㎡(13小間)

② 出展者

- ・ 県は最大で12者を選定する。
- ・ 異業種連携!6次産業化レベルアップ事業は最大で3者を選定する。
- ・ 熊本県農産物加工推進協議会は最大で2者を選定する。

- ・熊本県中小企業中央会は最大で3者を選定する。

(3) 業務委託内容（仕様書）

① 「くまもとブース」の運営全般

ア 商談会「くまもとブース」の借上げ

- ※県以外の団体分（5小間）出展料については、各団体が別途主催者に直接支払うため、本委託事業の費用に含まない。

イ 「くまもとブース」県関係出展11小間（99㎡）、熊本県中小企業中央会2小間（18㎡）の設営、装飾、撤去。

- ・設営及び装飾に当たっては、主催者が定める規定を遵守するとともに、熊本県中小企業中央会含め「くまもとブース」として統一感のあるものとする。こと。
“くまもとの赤”の統一ブランドイメージの発信について、効果的なものとなるよう配慮すること。
- ・構造物、電気施設（配線）、水道施設（流し台）等、ブース設営に必要な設備の手配を行うこと。
なお、施工にあたっては、会場の規定、指示等を遵守すること。
- ・当日の運営に必要となるスタッフを配置すること。
- ・開催期間中は、ブース内の美化に努めること。業務には、ごみ処理も含み、必要に応じ、ごみ箱を設置すること。
- ・終了後の撤去業務を行うこと。

※熊本県中小企業中央会2小間（18㎡）の設営、装飾、撤去については、本委託事業の費用に含まず、熊本県中小企業中央会が別途負担すること。

※熊本県中小企業中央会分の設営、装飾、撤去費に関しては、経費削減の評価参考のため、提案書に明細を添付すること。

ウ 新型コロナウイルス感染症対策

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、通常の出展プラン（出展者が会場に行く商談形式）に加え、オンライン商談等プラン（出展者が会場に行かない商談形式）を提案すること。
- ・オンライン商談等プランには、オンライン商談用機材の設置のほか、商品説明や呼び込みを行うためのスタッフを各ブースに配置すること。
- ・ソーシャルディスタンスを確保したブース配置とすること。
- ・その他、新型コロナウイルス感染症対策に必要な対策を講じること。

※オンライン商談等プランにかかる費用は、本委託事業の費用に含まず、出展者が別途負担すること。

エ 主催者が実施する説明会への参加

オ 「くまもとブース」出展者への説明会の実施

上記の主催者説明会を受け、必要な事項を「くまもとブース」出展者へ説明する会議を開催すること。開催時期は、令和3年11月中旬を目途とする。

- カ 主催者と「くまもとブース」出展者との連絡調整等
- ・主催者に対し、必要となる書類等の作成、及び提出を行うこと。
 - ・出展者に対し、必要となる書類等の作成依頼、及び徴取（取りまとめ）を行うこと。
- キ 実績報告書の提出
本事業に係る実績報告書の提出を行うこと、
- ク その他
以下の経費については、出展者の負担とする。
- ・旅費、宿泊費
 - ・テーブル、クロス、アームスポット等基本的備品及び冷凍ケース等追加備品のレンタル代
 - ・ブースで統一する社名ボード作成代（商品写真撮影代含む）や追加の装飾代
 - ・商品輸送、試食・試飲等の経費
 - ・水道光熱費等の実費
 - ・オンライン商談用機材、ブーススタッフ費用（オンライン商談選択者）等
※備品のレンタル代、社名ボード作成代、水道光熱費等の出展者負担実費に関しては、経費削減の評価参考のため、提案書に明細を記載すること。

②「くまもとブース」の運営に必要な資材等の輸送（往復）

※出展者の直接輸送分は除く。

③招待券の配付

主催者が配付する招待券をくまもとブース出展者に配付すること。

④「くまもとブース」出展者紹介のパンフレット及び資料収納袋作成

- ・「くまもとブース」出展者を紹介する配布資料の企画、作成を行うこと。
- ・資料を収納する袋をデザインし、2,000枚作成すること。

⑤その他

出展者の商談実施に際し、商談効果を高めるための方策について、提案を行うこと。

- ・「くまもとブース」へバイヤーを集めるための方策
- ・「くまもとブース」をバイヤーが効率よく回るための方策
- ・「くまもとブース」をバイヤーに魅力的に見せるための方策 等

※なお、出展者の営業力向上に係る支援については別途県が実施します。

4 委託期間

契約締結の日から令和4年（2022年）3月17日（水）まで

5 委託費

(1) 契約上限額（予算額）

7,406,289円（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）を上限とす

る。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではないので留意すること。

(2) 対象経費

事業の実施に直接必要となる経費（小間代、ブース制作費、旅費、通信運搬費、消耗品費、保険料、賃借料、事業実施のための人件費等）とし、備品等財産取得に関わる経費は認めない。

※小間代：2,904千円（363千円／小間×8小間）含む。

6 業務実施スケジュール

(1) 公告（県HP）	令和3年（2021年）7月30日（金）
(2) 事前説明会	令和3年（2021年）8月10日（火）
(3) 参加申込書（質問書）提出期限	令和3年（2021年）8月17日（火） 17時必着
(4) 提案書提出期限	令和3年（2021年）8月24日（火） 17時必着
(5) 審査会（プレセッション審査）	令和3年（2021年）8月26日（木）予定
(6) 審査会結果通知	速やかに実施
(7) 契約内容協議・契約締結	速やかに実施
(8) 委託終了	令和4年（2022年）3月17日（木）

7 企画コンペの対象となる事業者

次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第512号）により入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないものであること。
- (3) 熊本県内に本社、支社又は営業所等を有する法人であること。
- (4) 熊本県から指名停止の処分を受けていない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税の未納がない者であること。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと。また手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。

- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係をしている者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

8 提出書類及び提出方法等

本企画コンペに参加する者は、以下（１）～（２）により必要書類を提出するものとする。

（１）参加申込書（様式１）及び質問書（様式２）

- ①提出方法：持参又は郵送
- ②提出期限：令和３年（２０２１年）８月１７日（火）１７時必着
（郵送の場合も同様）

※質問がない場合は、質問書（様式２）は、提出不要。

（２）提案書（様式３）

- ①提出方法：持参又は郵送
- ②提出部数：各６部（正本１部、副本５部）
- ③提出先：〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1
熊本県農林水産部流通アグリビジネス課
- ④提出期限：令和３年（２０２１年）８月２４日（火）１７時必着
（郵送の場合も同様）

※なお、以下に該当する場合、提出された提案書を無効とする場合がある。

- ・提案書の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
- ・提案書の様式及び作成要領に示された条件に著しく適合しないもの
- ・参加申込書又は提案書に虚偽の内容が記載されたもの
- ・審査委員又は関係者に、提案書に対する協力を直接的又は間接的に求めた場合

※提出された提案書の取扱は、以下による。

- ・提案書は返却しない。
- ・提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ・提案書は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができる。
- ・提案書は、熊本県情報公開条例等に基づき、公開することがある。

9 委託先の決定

提案書の内容等について、選考委員による審査を行い、委託候補者を決定する。

（１）審査会

委託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、提案書の審査、委託候補者の選考を行う審査会を置くこととし、選考委員は、熊本県職員の中から、業務の関連または業務実績を考慮し、５名を選出する。

（２）提案書の審査（書類・プレゼンテーション審査）及び委託候補者の選定

提出された提案書の内容について、応募要件の適否等の書類審査を行う。

書類審査で応募要件を満たしている者を対象に審査会を実施する。審査会では、企

画提案者から提案内容等についてプレゼンテーションを行うものとする。

審査については、以下によるものとする。

- ①審査会は提出内容等について、評価の視点等に基づき審査し、最高得点者を本業務に適した契約候補者（以下「契約候補者」という。）として選定する。

【評価の視点】

項目	視点
①業務実施体制	業務に必要な組織力、人員、技術を有しているか。
	出展者に対する、必要な説明や助言等を行える体制となっているか。
②提案の的確さと実現性	提案の内容は業務の趣旨（コロナ対策等）に合っているか。
	実施要領に記載した業務委託項目が盛り込まれているか。
	実現可能な手法・予算及びスケジュールであるか。
③工夫・独創性	業務を円滑かつ効果的に推進するための工夫があるか。
	業務を補完する有効な追加提案があるか。
	商談効果を高めるための有効な方策が提案されているか。
④赤の農林水産物のPR	「“赤”の統一ブランドイメージの発信」について、効果的なものとなっているか
⑤経費削減	価格を抑えるための取組みがなされているか。

- ②提案書の選考委員の持ち点は各100点とし、合計点は100点×5人＝500点とする。

また、最低基準を50点×5名＝250点とし、最低基準に満たなかった場合は、委託候補者該当なしとし、再度企画コンペ参加業者を公募し、企画を募集する。

- ③最高得点で、同点の企画が複数出た場合、1位を選定した選考委員の多い企画から順に委託候補者、次点者を決定する。さらに同点の場合は、選考委員の多数決により決定する。
- ④審査結果については、提案書を提出した者全員に通知する。
- ⑤参加登録者からの選考理由又は結果に関する問い合わせ、若しくは異議については応じない。
- ⑥契約候補者が、7の参加資格に該当しないことが判明した場合又は契約を辞退した場合には、次点者を契約候補者とする。

10 委託契約の締結

県は委託候補者と協議を行い、契約条件を確認のうえ、改めて見積書を徴取し、予定価格の範囲内で委託契約書を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合には、次点者と契約の締結について協議する。

11 契約保証金

契約しようとするものは、熊本県会計規則第77条の規定により、契約保証金（契約金額の100分の10以上の金額）を納付しなければならない。

ただし、熊本県会計規則第78条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。

12 その他

なお、本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。